# ◇ 研修の受講義務(一事業年度 36 時間以上)を履行しましょう!

## **※研修受講管理システムにログインし、定期的に受講時間の確認をしましょう!**

令和2年5月22日

个画 | 中小企業対策部 | 受講認定時間

目標 1

実施形態

個別ライブ配信

(緊急開催)中小企業支援施策研修会

### 第1部 「持続化給付金」申請に係る最新情報

近畿経済産業局から講師をお招きし、税理士が行う持続化給付金の申請サポート、給付要件や 申請・給付のスケジュール等の最新情報をご説明いただきますので、是非ご受講ください。

# 新型コロナウイルス感染症関連事業 大阪府休業要請外支援金について

大阪府から講師をお招きし、「休業要請外支援金」(令和2年5月27日から申請受付開始予定) の概要、申請方法及びよくあるお問合せ等について、ご説明いただきますので、是非ご受講くだ さい。

### 休業要請外支援金(府単独支援金)の概要 ※現在検討中

「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の対象※になっていない事業者で、
次の①~③のすべてを満たす事業者
①大阪府内に事業所を有していること (府外に本社がある中小法人も対象)
②令和2年4月、又は4月と5月を平均した売上(収入)が前年同期間比で50%以上
減少していること
③休業要請支援金(府・市町村共同支援金)の支給対象でないこと
※大阪府が休業要請(時間短縮など部分的なものを含む)をして、それに応じてく
れた府内の中小企業・個人事業主

支給額

対 象

中小法人(中小企業·NP0法人等):

2事業所以上持つ場合は定額100万円、1事業所あたり定額50万円

個人事業主:

2事業所以上持つ場合は定額 50 万円、1事業所あたり定額 25 万円

■ 配 信 日 令和2年5月27日(水)

■ 配信時間 第1部 13:30~14:00 (受講認定:1時間)

第2部 14:00~14:30

■ 受講対象 本会税理士会員(本人)に限る。

■受講料無料

■ 視聴方法 裏面参照(※事前申込不要)

師 第1部 近畿経済産業局担当官

第2部 大阪府担当者



本研修会は、パソコン等を使って、事務所等でインターネット回線を通じてリアルタイムで視聴でき る「個別ライブ配信」により実施します。



本研修会はビデオ収録を予定しております。研修会終了後、「会員専用ホームページ」に掲載しま す。

■ 視聴(受講)方法:開催日当日、次の手順により視聴いただけます。(事前申込不要)



(1) 「近税パソネット」にアクセスします。

検索サイト google 等で検索する。

近畿税理士会

検索

- (2)「税理士の方へ」をクリックします。
- (3) ユーザー I D: 登録番号

※先頭の「O」(ゼロ)は不要です。

パスワード: (初期) 生年月日(西暦)

- (4)「個別ライブ配信はこちらへ」をクリックします。
- ※「近税パソネット 21>研修情報>マルチメディア研修/テキスト」に移動します。



(5)「(緊急開催)中小企業支援施策研修会【第1部】「持続化給付金」申請に係る最新情報【第2部】新型コロナウイルス感染症関連事業 大阪府休業要請外支援金について」の動画欄にある「個別配信」をクリックします。

※研修受講に際して、研修会資料欄にある「当日配布資料」(PDF)をダウンロードしてください。

### Skype 会議ブロードキャスト

ゲストとして会議 \* (緊急開催) 中小企業支援施策研修会 新型コロナウイルス感染症関連事業 大阪府休業要請外支援金について、「全社の」 トラント ています

イベントに参加

- (6) Skype 会議ブロードキャスト内の「イベントに 参加」をクリックします。
- ※配信前にアクセスされた場合「メディアはまだ開始されていません」と表示されます。開始時間(30分前)になりましたら、再度アクセスされるか、ブラウザを更新してください。

【推奨環境(ブラウザ)】

Internet Explorer11、Chrome35 以降、Firefox、Safari 等の最新版

※Windows10上のInternet Explorer11、Firefox バージョン 41 以前、および Mac 上の Safari には Adobe Flash が必要です。

#### ○研修受講時間の認定申請方法《研修受講管理システム》



「自己申請」をクリックし、(プルダウンで表示された)「マルチメディア受講認定申請」もしくは、「マルチメディア研修(当会)」をクリックし、研修受講時間の認定申請を行います。

※研修会確認コードは**空欄のまま**で申請してく ださい。

- 税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない(会則第 59 条第1項)。
- <u>税理士会員は、本会、連合会等が実施する研修を一事業年度に合わせて 36 時間以上受講しなければならない(研修規則第5条第1項)。</u>
- 本会は、税理士会員の受講時間その他の研修受講義務の履行等に関する情報を公表する(研修規則第10条第1項)。